

り、釜一ヶ所四月より十月中^{ふんせい}焚製す 中等の品を出す 一は本村より北一里冬部川にあり釜一ヶ処 この品もまた中等なりといふ」とある。(注32) 第3巻 みちのく双書第17集 407頁、昭和40年3月より

(階上町) 道仏村の項 「土産 塩 塩釜^{ママ}六あり 本村の東十五丁に一工あり^{あかいし}赤石といひ二工を引^{ひきぢや}茶の前^{まえ}と言ふ 寅十八丁に一工あり^{さかき}榊^{さかき}といふ 北二十丁に一工あり^{をつこし}追越^{をつこし}と言ふ 四百五十石を出す」とある。(注32) 第5巻 みちのく双書第19集 291頁 昭和41年月より。「ママ六」トータルで5になる。

(注32) 岸 俊武、明治9 (1875) 年『新撰陸奥国誌』[第1～6巻]、(みちのく双書第15～20巻、青森県文化財保護協会、昭和39～41年刊行)、より引用

7 塩専売法と海水直煮製塩の終末

青森県内沿岸から岩手県三陸沿岸にかけての村々で盛んに行われていた海水直煮製塩は、明治時代を通じて若干の減少傾向を示しながら塩専売法が施行されるまでは旧来の方法で続けられてきた。しかし、明治38年塩専売法の施行に伴って、従来、三陸沿岸では自由に穀物と交換してきた「塩」がすべて官納になるという販売方法の上で大きな変革を受けたところに、さらに、明治43 (1910) 年には第1次塩田整理が実施され、これによってすべての製塩が廃止される訳であるが、それまで青森、岩手の沿岸各地では特徴ある小規模な製塩が行われていた。

明治14 (1881) 年には岩手県三陸沿岸の27ヶ村に62の製塩地と115釜があったが、入浜式塩田製塩を行っていたのは大船渡湾内、気仙郡大船渡村とそれに隣接する赤崎村の2箇所のみで、それ以外はすべて海水直煮釜による製塩であった。青森県八戸 (鮫・金浜、階上・道仏) の海岸にも明治30年代、塩専売法が施行される前後まで7、8ヶ所の釜場があったが、ここも海水直煮釜による製塩であった。これら三陸沿岸で海水直煮釜による製塩が近代まで続けられたのは、この地方の自然条件に負うところが大きいと考えられる。

明治43年に廃止された青森県、岩手県の製塩地の状況は下の表のようにになっている。

青森県東津軽郡野内村、三戸郡鮫村金浜、同郡階上村道仏を含めて21ヶ村、89ヶ所の製塩場が明治43年まで製塩を行っていたことがわかる。釜数は正確にはわからないが、100釜前後であろう。

専売局『大日本塩業全書』第1編 (注31)

参考までに明治43 (1910) 年の青森県東津軽郡野内村、三戸郡鮫村金浜、同郡階上村道仏の塩生産高は、

鮫村金浜	2,675 kg	※	(※原文は斤を用いてある。換算した)
階上村道仏	52,777		
野内村	201,720		
計	257,172 kg		専売局『製塩地整理事蹟報告』による (注31)

明治43年の青森県・岩手県の製塩状況

県名	郡名	村名	製塩場数	県名	郡名	村名	製塩場数	
青森県	三戸郡	鮫村	2	岩手県	気仙郡	大船渡村	3	
		階上村	5			赤崎村	3	
	東津軽郡	野内村	1			綾里村	1	
	計	3村	8			越喜来村	3	
岩手県	上閉伊郡	釜石村	2			九戸郡	野田村	5
		鶯住居村	4				侍浜村	7
		大槌村	1				中野村	9
	下閉伊郡	重茂村	7				種市村	20
		田老村	2				計18村	81
		小本村	1					
		普代村	5					
		田野畑村	6					

(注32, 特論民俗 392頁より)

余録

三陸沿岸の釜新調費 (明治36~37年)

品目	単価	総個数	総価格	備考
和鉄板	45.03銭	360枚	154.80円	大野村大高地方より購入
鋳	0.55	9,720本	53.46	
釣金	35.00	21本	7.35	
鍛冶	50.00	100人	50.00	鍛冶50人、弟子50人、賄付 日当35銭、賄料15銭
人夫	35.00	250人	87.50	手伝1日5人50日
計			353.11円	

専売局『大日本塩業全書』第1編 (注31) より

8 まとめにかえて

青森市大浦遺跡の土釜、平内町大沢遺跡の窯跡は、これまで見てきた史料から考えると、直煮製塩用の貝殻を使用した土釜ではないかと推定される。貝殻を使用した土釜の発生は、平安時代の土器製塩が衰退した後、おそらく中世(14世紀)頃には貝殻を使用した土釜による製塩が成立していたのではないかと今のところは推定しておきたい。